案

資料３－１

「さいたま市手話言語条例（素案）」へのご意見を募集しています

さいたま市議会では、令和６年１０月に設置した政策条例検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」といいます。）において、「さいたま市手話言語条例（素案）」をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見への個別回答はいたしませんが、令和７年５月頃に、ご意見に対する「プロジェクトチームの考え方」をまとめ、公表する予定です。

※　現在、国においても手話に関する法律の整備を進める動きがあります。法案の審議状況に応じて条例の内容等について再検討する可能性があります。

■　意見募集期間

令和７年３月１７日（月）　～　令和７年４月１６日（水）　　※　郵便の場合は、当日消印有効

■　資料の公表場所

□　調査法制課窓口及びさいたま市議会図書室（さいたま市役所議会棟３階）

□　各区役所情報公開コーナー

□　さいたま市議会ホームページ

トップページ（URL　https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/）＞広報・情報公開＞手話言語条例検討プロジェクトチーム＞さいたま市手話言語条例（素案）へのご意見を募集しています

■　公表資料

□　さいたま市手話言語条例（素案）の策定過程

□　さいたま市手話言語条例（素案）の骨子

□　さいたま市手話言語条例（素案）

□　政策条例検討プロジェクトチーム　委員名簿

■　意見提出方法

□　郵便・持参・ファックス

意見提出用紙（または任意の様式）に氏名・住所・連絡先とご意見をご記入の上、封筒に入れて送っていただくか、下記の担当へご提出ください。

※郵便の場合には、恐れ入りますが、所定の切手を貼付し、送付してください。

□　その他

「さいたま市手話言語条例（素案）へのご意見を募集しています」のホームページ内「ご意見入力フォーム」からご意見をお寄せいただくこともできます。

※　電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

※　記入していただいた個人情報は、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に基づいて厳重に管理し、ご意見について確認が必要な場合にのみ利用します。結果を公表する際も、ご意見以外の内容は公表いたしません。

（担当）
〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４
さいたま市議会　議会局　議事調査部　調査法制課
（さいたま市役所議会棟３階）
電　話　　０４８－８２９－１７５８
ＦＡＸ　　０４８－８２９－１９８４